



平成29年度 ジュニアロースクール 実施報告



広島弁護士会の法教育委員会では
ジュニアロースクールというイベントを毎年開催しています。

ジュニアロースクールとは、中学生高校生に向けて行っているイベントで、
刑事模擬裁判やLRE(法関連教育)を通して、物事の考え方や裁判の仕組みを勉強してもらったり、
普段はなかなか接することのない弁護士に接してもらったりすることを目的に行っています。

平成29年度は8月2日にジュニアロースクールを開催しました。
参加された学生の数は、高校生31人中学生39人の合計70人でした。

刑事模擬裁判では、法教育委員会の委員が作成したオリジナルの放火事件を題材にしました。簡単に概略を説明しますと、放火事件が起きてAさんが逮捕されたところ、AさんがBさんと一緒に放火したと話したため、Bさんも逮捕され裁判にかけられることになったものの、Bさんはアリバイを主張し、Aさんが嘘をついていると述べて無罪を争っている事件でした。法教育委員会としては、結論がどちらであるかということは決めておらず、人の意見を聞いたうえで物事を判断することなど、多角的な思考が大事であることを目標として模擬裁判を実施しています。模擬裁判に対する学生さんの評判は例年高く、平成29年度は70名全員が「面白かった」69名が「ためになった」と回答しています。刑事模擬裁判に対する学生さんの具体的な反応としては「様々な考え方方が分かってよかったです。」「本格的でよい。」「有罪か無罪かすごく決めにくかったです。」「疑問を持つことが大切だと感じた。」「いい経験になった。」「自分が将来裁判員になったときに役立つと思った。」「有罪か無罪かは決めるのが大変だと思った。間違ってしまったら大変なことになるので慎重に決めないといけないんだと分かった。」というものがありました。来年以降の希望については、「実際の裁判所を利用したい。」「法服を着てみたい。」「裁判官ではなくて弁護士を体験してみたい。」「民事事件をしてみてほしい。」などの声がありました。

LRE(法関連教育)では、話し合いによる物事の解決を題材にしました。事案が複雑であるために詳細を説明することは致しませんが、広島東洋カープの選手のサインボールの紛失をめぐる3名の少年の争いをどのように解決するかを題材にしました。LREについても、毎年法教育委員会が作ったオリジナルの題材を利用しています。LREはそ

の年ごとに扱うテーマが異なり、ルール作りや選挙、民事事件の模擬交渉などを行っています。LREに対する学生さんの反応は70名全員が「面白かった」69名が「ためになった」と回答しています。LREに対する学生さんの具体的な反応としては「班で考えるのが楽しかった。」「グループで話し合う場というのに慣れてなかったがいい練習になった。自分の考えを限定的に考えてしまいがちながら反省するところだと思う。」「初めて会う人たちとの討論が新鮮で楽しかった。」「いろいろな問題の解決方法があるのだと思った。」「それぞれの立場になって考えるのが難しかった。」「こういう争いはありうる話だけど、公平な解決ができるよかったです。」「題材が面白くて難しくていつまでたっても結論が出せない気がした。」というものがありました。来年に対する要望は、学生さんたちの中でもなかなか他にどのようないものがあるのか想像できないからだと思いますが、「模擬裁判ではなく話し合いでの解決を2回したい。」との声以外はありませんでした。

模擬裁判とLREがジュニアロースクールのメインのイベントではあります。普段接すことのない弁護士と昼食と一緒にすることも行っています。昼食の際には学生さん達から遠慮のない弁護士への質問が飛ぶため、弁護士たちはプライベートの情報を開示しながら学生さんたちと楽しく昼食をとります。弁護士バッジを見せたり、大学受験や司法試験の受験の話をしたり、面白い法律の話などが好評です。

ジュニアロースクールのイベントは、毎年8月の上旬に行っており、広島弁護士会法教育委員会の最も大きなイベントとなっています。また、学生さんたちが気軽に弁護士と触れ合うことのできる珍しい機会となっていますので、多くの中学生高校生の方に参加してもらいたいと思っています。

ご関心を持った方は、是非、来年、ご参加下さい。

ひまわりほっとシンポジウム

XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX

「中小企業を弁護士が応援します！」

ひまわりほっとシンポジウムとは、経営者に向け広島弁護士会および各地の弁護士会が開催するシンポジウムです。

日弁連および広島弁護士会では、中小企業にまつわる法律問題も弁護士が相談に乗ります。

各地の情報をご確認のうえ、ぜひご活用ください。

債権回収について

企業(個人を含む)の債権回収については、事業を営む者にとって、日常的に潜むリスクであり、事故が起こってしまう前に、平時より、費用対効果も見据えた債権回収の実践的手法について、知識を備えておくことが望ましい。

かかる債権回収については、破産管財人の職務においても実践するところであり、弁護士業務という視点からみても、応用分野の広い領域と言える。

さて、実際に受任したケースにおいては、通常、示談交渉から訴訟という流れで対応するケースが多いものと思われるが、緊急を要する場合はもとより、より債権回収の実を図るという観点から、民事保全手続について、今以上に活用を検討すべき場面が多いのではないかと考える。

使い慣れない手続はつい敬遠しがちであるが、裁判所による発令

の場面では、必要性や緊急性についての主張や説明の程度につき、柔軟に取りはからってくれる事案も多く、担保金さえ用意できれ



ば、効果的な債権回収に繋がるケースが多いという意識を、弁護士ならではの視点として持っておく必要があるよう思う。

そのほか、財産開示手続の強化や、民事執行法の改正なども検討されているところであり、これらの法改正に注目をしながら、より迅速で、確実な債権回収について、知見を高めておく必要があろう。

就業規則について



就業規則について、事業者は、作成義務により作成してはいるものの、持ち寄った雛形をそのまま使用・転用しただけの場合や、作成当時から特に変更をしていない場合等、事業所における労務実態との間に齟齬があるまま、いわば整備不良の状態であることがある。労務実態にそぐわない就業規則は、(元)従業員との間での紛争予防や解決に無力であるばかりでなく、かえって無用な紛争を生じさせたり、訴訟上の争点を増加させたりする一因となることもある。中小企業の場合、訴訟等が本来の事業活動を阻害する大きな負担ともなり得るため、平時より、当該事業場に適用される就業規則が適切に整備され、かつ運用されているかについてのチェック

を怠らないことが重要であると思われる。また、平成30年4月以降に本格化する無期転換ルールへの対応に代表される、昨今の雇用政策に関する情勢も無視することはできない。このような過程に、事業所の労務実態をよく知る専門家のアドバイスがあることが望ましいと思われる。

そこで、この度は、就業規則の法的性質を踏まえつつ、「会社を守る」「裁判を未然に防ぐ」という視点から、就業規則の見直し・変更等を行う機会やその際の視点を取り上げるとともに、代表的な裁判例や比較的近時の裁判例を参考に、就業規則に関してどのような紛争が起こり、事業者としてはどのような点に留意しておくべきかについて、懲戒、賃金(固定残業代、不利益変更、不利益変更に対する同意の問題)、有期労働契約(雇止め、無期転換ルール)を例として検討を行うこととした。

また、「20条裁判」とも言われる、いわゆる正規雇用従業員と非正規雇用従業員の格差問題についても紹介した(その後、平成30年6月1日には、2件の最高裁判決が出ている。)。



(ゆ) (いごん)
4月15日は
行 遺言の日

「遺言の日」 記念シンポジウムを開催しました

「弁護士が話すモメる相続モメない相続」

平成30年4月16日 広島弁護士会館

平成30年4月16日、広島弁護士会館にて、「弁護士が話すモメる相続モメない相続」というテーマでシンポジウムを開催しました。第1部はパネルディスカッション、第2部は無料の法律相談会です。

仲の良かった親族も、遺産の分け方をめぐり争ってしまうかもしれません。そのような争いを防ぐためにどんな準備をしておけばよいでしょうか。

パネルディスカッションで題材にしたのは、父親が亡くなり、長男と長女の2人が遺産を相続したというケースです。長女は父親と一緒に広島で暮らしており、長男は東京で暮らしていたという想定です。

長男の側の代理人役に坂田英俊弁護士が、長女の側の代理人役に徳永朋子弁護士が立ちました。司会進行役は安西紀皓弁護士です。

長男が、父親との間で遺産を全てもらう約束をしていたと言った場合、認められるのでしょうか。長女が受け入れたのであれば別ですが、父親の書いた遺言書がなければ認められないでしょう。

では、父親が遺言書を書いていれば、長男と長女が遺産の分け方をめぐって争うことを防げるのでしょうか。遺言書があれば、そのような争いを避けやすいといえます。多く利用されているのは、本人が手書きで作る遺言書(自筆証書遺言)と公証役場で作る遺言書(公正証書遺言)です。

ただ、自筆証書遺言は、なくしてしまったり、親族に捨てられたりするおそれがあります。また、遺言書の内容に分かりにくい点があると、遺言書を作った人が考えていたとおりには遺産を分けられないかもしれません。

公正証書遺言であれば、このような問題を避けられますが、作るためにある程度の費用がかかります。

遺言書を作る場合、それぞれの遺言書のメリット、デメリットを理解しておくことが大切です。

さらに、遺言書には問題がなくても、遺産の分け方で親族が争う可能性があります。

今回題材にしたケースでは、長女は広島で父親と同居しており、長男は東京で暮らしていました。亡くなるまでに父親の判断能力が衰えていたりすると、長男は、長女が父親の財産を使い込んでいたのではないかと疑うかもしれません。

このような疑いを持たれないようするため、長女は、どんなことをしておけばよいでしょうか。また、長男としても、そのような疑いを持ちたくないはずです。そのためとることのできる対策はあるのでしょうか。

このような問題について、弁護士が、長男と長女の双方の立場から解説し、意見を交わしました。

遺言書を作るなどの準備をしていても、遺産をめぐる親族の対立を100パーセント防げるわけではありません。ただ、適切な準備をしておけば、争いを防げる可能性は高まります。

これからも、参加者の方々にとり有意義な企画を開催できればと考えています。

公正証書遺言と自筆証書遺言のメリット・デメリット

公正証書遺言

1 メリット

- ① 公証人がチェックしてくれるため、定められた様式に反することを理由として効力が否定されにくくなる。
- ② 遺言の作成者が亡くなった後、遺言書を見発見することが比較的容易(公証役場への問合わせにより知ることができる)。
- ③ 遺言を作成した人の判断能力の低下を理由として、遺言の効力を否定されるおそれがない。

2 デメリット

- ① 作成に費用が必要となる。
- ② 作成に時間、労力かかる(原則として公証役場に行く必要があるなど)。



費用、時間、労力がかかるが、遺言が無効にならないことや紛失・偽造の危険がない。

どちらもデメリットはあるけど、
公証人がチェックする
公正証書遺言のほうが安心です。
お任せ下さい。



日弁連広報キャラクター
ジャフバ

自筆証書遺言

1 メリット

作成に費用がかからない(→公正証書遺言)。

2 デメリット

- ① 定められた形式に反していることを理由に無効となってしまうおそれあり。※全文、日付、氏名などを全て手書きで書く必要あり。
- ② 内容に不明確な点などがあれば、作成者が希望したとおりに遺産を分けることが難しくなるおそれあり。(例)どの土地・建物を指すのか不明確な場合など。
- ③ 遺言書を見発見した親族が、隠したり、処分したりするおそれがないとはいえない。



費用はかからないが、遺言が無効になるリスクがある。



「遺産相続」と「終活」のこと

家族みんなに関わる人生最後の精算。
気になるアレコレ聞いてみました。

Q:この雑誌、弁護士さんの広報誌なんじゃけど、結局、弁護士さんはどういったことができる人なんかね？

A:弁護士は、法律全般にわたって一般の人の代理人として行動したり、アドバイスしたりできる法律の専門家じゃね。まあ、法律全般っていうても分かりにくいけえ、日常生活上で起きるトラブルの対応や予防の専門家と考えてもええかもね。

Q:へー、でも今困つてることが法律と関係することかどうか分からんかったりするんじゃけど、その場合はどうしたらええんかね？

A:ほうよね、普通はそこまで法律って言葉を意識して生活しとらんけえね。ただ、生活するうえでの「決まり事」や利用する「制度」、困ったときに何をすればええかっていうのはだいたい法律が関係しとるよ。まあ、弁護士さんに自分の困つてることが法律と関係するかどうかだけでも聞くことはできるけえ、気軽に聞いてみるとええと思うよ。法律相談センターとかに相談してみてもええしね。

Q:ほいじゃあ、たとえば最近話題になつた高齢化社会とかに関連して弁護士さんができることってどんなことがあるんかね？

A:ほうじゃね。色々あるけど、高齢になって判断能力が落ちてきたときの成年後見の利用や詐欺被害などの予防・対応、今問題になつた虐待を受けたときの対応、あとは最近聞く「終活」についてや亡くなつた際の遺言、相続の問題も弁護士ができることじゃね。

Q:父が亡くなつて、財産といつても広い田畠と少しの預金があるだけなんじゃけど、同居して面倒みとつた長男のわしが貰うのじゃいけんのかね。

A:今は昔と違つて長男が全部いう時代じゃないんよ。法定相続分ついて相続の割合が決まつとるんよ。法定相続分は、亡くなつた人と相続人の続柄や、相続人の人数で変わるんよ。田畠の価値次第では、田畠をもらう代わりに他の相続人にお金を払わんといけんこともあるけえね。代償金っていうんじゃけどね。亡くなつた人が遺言で決めとればいいけど、そうじゃなかつたら相続人全員で話し合わんといけんね。あと、最期を看取つたからといって、全部もらえるわけでもないんよ。多少増えること(寄与分)はあるんじゃけどね。

Q:連絡を取れん兄弟や、祖父の名義のままの畠もあるんじゃけど、こういうのはどうやって対応すればええんじゃろうか…。

A:全員で遺産分割協議を行うか、家庭裁判所で遺産分割調停をせんといけんのんじゃけど、連絡をとれん相続人がおる場合は困るよね。そういう時は弁護士とかの専門家に相談した方がいいじゃろうね。あとは、祖父名義の土地とかがある場合には、親の兄弟姉妹やその子ども達も相続人になるけえね。まずは、誰が相続人なんかいうのが分からんといけんけえ、やっぱり法律の専門家に相談した方が間違ひがないじゃろうねえ。

Q:最近「終活」という言葉を知つたんじゃけど、「終活」を弁護士さんにお

願いすることはできるんかね？

A:「終活」という言葉、近頃よう耳にするようになったね。「終活」とは、「自分らしく人生を終わらせるためにあらかじめ準備しておくこと」を言うんじゃけど、考えとかんといけないことはたくさんあるんよ。最後の清算として、自分の財産を自分が死んだ後にどう分けてもらいたいとか、これは元気なうちに「遺言」を作成しておくことが基本になるんじゃけど、それ以外にも、自分が認知症などになった場合はどうするとか、「成年後見人」(財産を管理してもらう人)を誰にやってもらうか、「葬儀」などはどうしてもらいたいとかなど、その準備は様々。こういった「終活」で考えんといけんことは弁護士が対応できる分野じゃけえ、どうすりやえんか疑問があれば相談できるよ。また、亡くなつた後の遺産分割なども弁護士の得意分野じゃね。遺言がある場合・無い場合、親族が遠い場所にいる場合など、遺産分割も1件ずつ事情が異なるんよ。これは終活も一緒じゃけど、難しいけえといつて適当に済ませてしまうと、後で予想しとらんかった問題が生じることもある。

法律の専門家に早めに相談しとくことで、自分の想いを実現することや、問題が大きくなる前の解決ができるようになると思うよ。

Q:最近、高齢者に対する虐待が社会問題になつてるって聞いたんじゃけど、怒って手を出す人が増えたってことかね、怖いわあ

A:「虐待」って聞くと怖いイメージがあるよね。ただ、最近話題になつてゐる虐待の問題というんは、手を出して怪我をさせたりといったことに限るわけじゃなく、高齢者の生活のお金に困窮させたり、暴言を言って困らせたりといった、お金や精神的負担のことも含むんよ。高齢者が弱い立場で虐げられないようにするってことじゃね。

Q:へー、ほいじゃけど、高齢者を介護する人も大変じゃろうし、お金の問題や介護ストレスの問題は解決が難しいよね。

A:ほうじゃね。介護が必要な高齢者が、その弱い立場から、お金を渡してもらえんかったり、ショックなことを言われたり、怪我をさせられたりすることは防がんといけん。ただ、反対に、介護をする人の生活や、ストレスなどをどう解決するかも大事なことじゃね。じゃけえ、高齢者虐待の問題というんは、「虐待」と聞くとびっくりしてしまうかもしれないけど、要は、介護する人と高齢者とが、お互いに自分の生活や気持ちを大事にしながら、良い関係でやっていくにはどうすればええんかという話もあるんよね。

Q:「虐待」と言われるとちょっと身構えるもんね。

A:そう。でも高齢者自身で解決するのは難しいじゃろうけー、周りの人や家族でええけー、うまくいかんなあと思ったら、法律相談センターや社会福祉協議会に相談してみることができるんよ。そのなかで、高齢者自身も含めて、介護制度の活用や現在の生活のあり方を考えていくことが必要じゃね。